



# 山形県公報

平成19年6月8日(金)  
第1847号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則..... (農政企画課) ...935

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の指定..... (健康福祉企画課) ...937  
 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... ( 同 ) ... 同  
 指定居宅サービス事業者の指定..... ( 置賜総合支庁福祉課 ) ...938  
 指定介護予防サービス事業者の指定..... ( 同 ) ... 同  
 争議行為を行う旨の通知..... (雇用労政課) ... 同  
 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了..... (農村計画課) ...940  
 土地改良事業の工事の完了に係る届出..... (最上総合支庁農村計画課) ... 同  
 県営土地改良事業計画の変更..... (庄内総合支庁農村計画課) ... 同  
 民有保安林の指定の解除の予定..... (森 林 課) ...941  
 同 ..... ( 同 ) ... 同  
 開発行為に関する工事の完了..... (村山総合支庁建築課) ... 同  
 県証紙売りさばき人の死亡の届出..... (出 納 局) ... 同  
 県証紙売りさばき人の変更..... ( 同 ) ...942

### 病院事業局関係

### 告 示

指定代理納付者の指定..... 同

### 公 告

平成20年度山形県立農業大学校入校者の募集..... (農政企画課) ... 同  
 県営住宅入居者の一般公募..... (最上総合支庁建築課) ...943  
 一般競争入札の公告..... (公安委員会) ...946  
 同 ..... ( 同 ) ... 同  
 同 ..... ( 同 ) ...947

### 正 誤

## 規 則

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年6月8日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第79号

山形県立農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則  
山形県立農業大学校条例施行規則(昭和58年2月県規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中 「園芸経営学科」 野菜コース、果樹コース、花きコース を

「果樹経営学科」 果樹コース  
野菜・花き経営学科 野菜コース、花きコース  
に改める。

別表第1第3項中第3号を第4号とし、同項第2号中「園芸経営学科」を「野菜・花き経営学科」に改め、同号口を削り、同号八を同号口とし、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

## (2) 果樹経営学科

## イ 果樹コース

| 科 目                  | 第1学年  |       | 第2学年  |       |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|
|                      | 時 間 数 | 単 位 数 | 時 間 数 | 単 位 数 |
| 果樹概論                 | 16    | 1     |       |       |
| 園芸作物育種               | 16    | 1     |       |       |
| 果樹生理                 | 16    | 1     |       |       |
| 果樹病害虫                | 16    | 1     |       |       |
| 土壌肥料                 | 32    | 2     |       |       |
| 農薬                   | 16    | 1     |       |       |
| 環境保全と農業              | 16    | 1     |       |       |
| 果樹栽培                 | 32    | 2     |       |       |
| 特別講義                 | 16    | 1     |       |       |
| 生物工学                 | 16    | 1     |       |       |
| 生物実験                 | 32    | 1     |       |       |
| 果樹生産販売実習             | 560   | 14    |       |       |
| 先進農業者等体験学習           | 120   | 3     |       |       |
| 果樹マーケティング実習          | 40    | 1     |       |       |
| 果樹先進技術実習             | 80    | 2     |       |       |
| 果樹施設栽培               |       |       | 16    | 1     |
| 果樹病害虫                |       |       | 16    | 1     |
| 環境保全と果樹              |       |       | 16    | 1     |
| 果樹栽培                 |       |       | 64    | 4     |
| 果樹経営                 |       |       | 16    | 1     |
| 特別講義                 |       |       | 16    | 1     |
| 果樹生産販売実習<br>(自由選択科目) |       |       | 640   | 16    |
| 校外派遣実習               |       |       | 120   | 3     |

## 附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に山形県立農業大学校に在籍する者に係る学科及び専攻コース並びに教科目並びにその時間数及び単位数は、改正後の第4条及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

## 山形県告示第608号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成19年6月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称           | 指定医療機関の所在地                    | 指定年月日      |
|---------------------|-------------------------------|------------|
| おきたま調剤薬局公立病院前店      | 東置賜郡川西町大字西大塚字横道1371番地5        | 平成19. 4. 1 |
| さとうウィメンズクリニック       | 天童市南小畑四丁目1番1号                 | 同          |
| 医療法人芳賀心療内科・神経科クリニック | 同 田鶴町四丁目2番53号                 | 同          |
| 医療法人伊藤泌尿器科クリニック     | 山形市五十鈴一丁目1番28号                | 同          |
| 板坂胃腸科内科クリニック        | 同 江俣四丁目6番23号                  | 同          |
| コスモ調剤薬局くのもと店        | 長井市九野本805-14                  | 同 4. 2     |
| まつざわ眼科              | 酒田市亀ヶ崎一丁目10番1号                | 同          |
| 亀城薬局                | 同 二丁目4番35号                    | 同          |
| 長島整形外科クリニック         | 同 駅東二丁目4番8号                   | 同          |
| 和田医院                | 西村山郡河北町谷地甲239番地               | 同 4. 5     |
| 小野内科胃腸科クリニック        | 村山市楯岡五日町14番25号                | 同 4.24     |
| わだ内科医院              | 鶴岡市下川字七窪2-1198                | 同 4.25     |
| 調剤薬局ツルハドラッグみずほ店     | 酒田市亀ヶ崎三丁目9番15号                | 同 5. 1     |
| 七日町メンタルクリニック        | 山形市七日町一丁目4番31号山形七日町ワシントンホテル1階 | 同 5. 7     |

## 山形県告示第609号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年6月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定医療機関の名称            | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日      |
|----------------------|---------------|------------|
| さとうウィメンズクリニック(医科・歯科) | 天童市南小畑四丁目1番1号 | 平成19. 3.31 |
| 芳賀心療内科・神経科クリニック      | 同 田鶴町四丁目2番53号 | 同          |

|              |                 |   |
|--------------|-----------------|---|
| 伊藤泌尿器科クリニック  | 山形市五十鈴一丁目1番28号  | 同 |
| 板坂胃腸科内科クリニック | 同 江俣四丁目6番23号    | 同 |
| 長島整形外科クリニック  | 酒田市駅東二丁目4番8号    | 同 |
| まつざわ眼科       | 同 亀ヶ崎一丁目10番1号   | 同 |
| 和田医院         | 西村山郡河北町谷地甲239番地 | 同 |
| 小野内科胃腸科クリニック | 村山市楯岡五日町14番25号  | 同 |

## 山形県告示第610号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年6月8日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地                       | 居宅サービスの種類   | 指定年月日      |
|---------------------------|-----------------------------------|-------------|------------|
| 医療法人社団公德会<br>南陽市栲塚948番地の1 | 介護付有料老人ホーム ヒルサイド羽黒<br>南陽市栲塚1410番地 | 特定施設入居者生活介護 | 平成19. 5.31 |

## 山形県告示第611号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成19年6月8日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地                       | 介護予防サービスの種類     | 指定年月日      |
|---------------------------|-----------------------------------|-----------------|------------|
| 医療法人社団公德会<br>南陽市栲塚948番地の1 | 介護付有料老人ホーム ヒルサイド羽黒<br>南陽市栲塚1410番地 | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 平成19. 5.31 |

## 山形県告示第612号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長今井敏彦から、争議行為を行うことについて、平成19年5月30日次のとおり通知があった。

平成19年6月8日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 事 件

夏季一時金等の要求に関する件

## 2 期 間

平成19年6月12日以降事件解決の日まで

## 3 場 所

庄内医療生活協同組合

鶴岡協立病院

鶴岡市文園町9番34号

庄内医療生活協同組合

本部

同 文園町9番3号

|                                |   |                    |
|--------------------------------|---|--------------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>訪問看護ステーションきずな    | 同 | 日枝海老島159番1号        |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立歯科クリニック        | 同 |                    |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立リハビリテーション病院  | 同 | 上山添字神明前38番地        |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立大山診療所          | 同 | 大山二丁目26番3号         |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立三川診療所          |   | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 庄内医療生活協同組合<br>総合介護センターふたば      |   | 鶴岡市双葉町13番45号       |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立病院附属クリニック      | 同 | 文園町11番3号           |
| 医療法人健友会<br>本間病院                |   | 酒田市中町三丁目5番23号      |
| 医療法人健友会<br>介護老人保健施設ひだまり        | 同 |                    |
| 医療法人健友会<br>のぞみ診療所              | 同 | 中町三丁目4番12号         |
| 医療法人健友会<br>訪問看護ステーションかがやき      | 同 | 中町三丁目3番18号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院在宅介護支援センター      | 同 | 中町三丁目5番23号         |
| 医療法人健友会<br>本間病院ヘルパーステーション      | 同 | 中町三丁目3番18号         |
| 医療法人健友会<br>認知症対応型通所介護施設「楽楽」    | 同 |                    |
| 医療法人山容会<br>山容病院                | 同 | 高砂二丁目1番64号         |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会<br>山形済生病院        |   | 山形市沖町79番1号         |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院<br>小白川至誠堂病院     | 同 | 東原町一丁目12番26号       |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院           | 同 | 桜町7番44号            |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂総合病院附属中山診療所    |   | 東村山郡中山町大字長崎3034番地  |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂訪問サービスセンターコスモス |   | 山形市桜町4番10号         |
| 医療法人社団松柏会<br>桜町わかばクリニック        | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂ヘルパーステーション     | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>地域包括支援センターかがやき    | 同 |                    |
| 医療法人社団松柏会<br>至誠堂とかみクリニック       | 同 | 富神前48番5号           |
| 医療法人篠田好生会<br>篠田総合病院            | 同 | 桜町2番68号            |

医療法人篠田好生会  
千歳篠田病院 同 長町二丁目10番56号  
医療法人篠田好生会  
天童温泉篠田病院 天童市鎌田一丁目7番1号  
医療法人二本松会  
山形病院 山形市桜町2番75号  
医療法人二本松会  
上山病院 上山市金谷字下河原1370番地  
医療法人二本松会  
霞城メンタルクリニック 山形市城南町三丁目6番24号  
医療法人二本松会  
精神障害者地域生活支援センター 同 城南町二丁目1番41号

4 概要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、 怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

山形県告示第613号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成19年6月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 事業名           | 地区名 | 工事完了年月日    |
|---------------|-----|------------|
| 中山間地域総合農地防災事業 | 留 場 | 平成19年3月28日 |

山形県告示第614号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成19年6月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称 | 地区名   | 事業の名称                         | 工事完了年月日    |
|--------|-------|-------------------------------|------------|
| 最 上 町  | 最上町西部 | 地域環境保全型農業推進総合整備事業<br>(生産基盤整備) | 平成18年3月15日 |

山形県告示第615号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営四郷沼地区土地改良(ため池等整備)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良(四郷沼地区ため池等整備)事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
遊佐町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成19年6月13日から同年7月11日まで
- 4 その他  
この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に

申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。)異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第616号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成19年6月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西村山郡大江町大字小見字大山804-11(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備兼公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第617号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成19年6月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 解除予定保安林の所在場所  
長井市平野字神尾4165-1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
送電施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び長井市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第618号

次の開発行為は、完了した。

平成19年6月8日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年1月22日 指令村総建第5026号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町西五丁目239番1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東根市中央二丁目11番1号  
天野地所株式会社

#### 山形県告示第619号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第16条第3項の規定により、次の売りさばき人が死亡した旨の届出を受理した。

平成19年6月8日

山形県知事 齋 藤 弘

| 氏名   | 住所            | 売りさばき所の所在地 | 死亡年月日     |
|------|---------------|------------|-----------|
| 竹田吉藏 | 米沢市駅前三丁目2番20号 | 同左         | 平成15.4.22 |

## 山形県告示第620号

山形県証紙条例施行規則(昭和39年4月県規則第34号)第13条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき人の名称を変更した旨の届出があった。

平成19年6月8日

山形県知事 齋藤 弘

| 売りさばき人                 |                        | 売りさばき所の所在地   | 変更年月日    |
|------------------------|------------------------|--------------|----------|
| 変更前                    | 変更後                    |              |          |
| 名称及び代表者氏名              | 名称及び代表者氏名              |              |          |
| 東根市手をつなぐ親の会<br>会長 高橋 清 | 東根市手をつなぐ育成会<br>会長 高橋 清 | 東根市中央一丁目1番1号 | 平成19.6.1 |

## 病院事業局関係

### 告 示

## 山形県病院事業告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、山形県立病院料金条例(平成14年10月県条例第51号)に規定する料金に係る指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成19年6月8日

山形県病院事業管理者 野村 一 芳

- 1 指定した者 山形市十日町二丁目4番1号  
やまぎんディーシーカード株式会社  
山形市木の実町14番10号  
やまぎんジェーシービーカード株式会社
- 2 指定年月日 平成19年3月27日

## 公 告

平成20年度山形県立農業大学校の入校者を次のとおり募集する。

平成19年6月8日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 募集人員  
50名
- 2 応募資格  
学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校を卒業した者(平成20年3月に卒業見込みの者を含む。)又はこれと同等の学力を有すると知事が認めたる者
- 3 応募手続  
入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農業大学校に提出すること(郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。)  
(1) 推薦入校 平成19年10月12日(金)から同月26日(金)まで



- (2) 一般入校(前期)平成19年11月19日(月)から同年12月3日(月)まで  
(後期)平成20年1月29日(火)から同年2月12日(火)まで

#### 4 選考試験

##### (1) 推薦入校

- イ 期 日 平成19年11月9日(金)  
ロ 場 所 山形県立農業大学校  
ハ 試験科目 小論文及び面接

##### (2) 一般入校

- イ 期 日 前期:平成19年12月14日(金)  
後期:平成20年2月26日(火)  
ロ 場 所 山形県立農業大学校  
ハ 試験科目 数学、生物、農業科学基礎及び環境科学基礎の4科目の中から選択した1科目、国語総合、小論文並びに面接

#### 5 その他

詳細については、平成20年度山形県立農業大学校学生募集要項に定めるところによるほか、山形県立農業大学校(電話0233(22)1527)、農林水産部農政企画課(電話023(630)2414)又は最寄りの総合支庁産業経済部農業技術普及課に問い合わせること。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成19年6月8日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称                          | 所在地       | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                        |                                        |                                        |                                        | 敷金          | 摘要                       |                                        |
|-----------------------------|-----------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|--------------------------|----------------------------------------|
|                             |           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用積<br>面<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を<br>超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を<br>超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を<br>超え238,000円<br>以下の者 |             |                          | 収入が238,000円<br>を<br>超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営三若町アバ<br>ート1号棟(126<br>号室) | 新庄市金沢1601 | 3DK  | 51.2                          | 1    | 一般用 | 11,900<br>円             | 14,400<br>円                            | 17,100<br>円                            | 19,700<br>円                            | 22,800<br>円                            | 26,200<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                        |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障がい者がある場合には、その障がい者1人につき 270,000円(その者が特別障がい者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、入居申込みに係る過去1年間のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成19年6月11日(月)~同月15日(金)まで(ただし、郵送の場合は、平成19年6月15日までの消印のあるものに限り有効とする。)

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター(最上事務所)

## 5 入居の時期 平成19年7月下旬

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年6月8日

山形県鶴岡警察署長 石川 昭 雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 鶴岡市道形町20番40号 鶴岡警察署 4階会議室
- (2) 日 時 平成19年6月28日(木) 午後1時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 80,000リットル
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 1種2号 ローリー給油
- (3) 契約期間及び納入方法 平成19年7月2日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 鶴岡市道形町20番40号 山形県鶴岡警察署内 指定場所
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
- (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
- (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

鶴岡市道形町20番40号 山形県鶴岡警察署会計課 電話番号0235-28-0110

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年6月19日(火)午前11時まで山形県鶴岡警察署会計課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年6月8日

山形県酒田警察署長 島津 光 男

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 酒田市上安町一丁目1番地の1 酒田警察署 401会議室

(2) 日 時 平成19年6月29日(金) 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び予定数量 灯油 80,000リットル

(2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 1号灯油 ローリー給油

(3) 契約期間及び納入方法 平成19年7月2日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。

(4) 納入場所 酒田市上安町一丁目1番地の1 山形県酒田警察署内 指定場所

(5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)

(5) 県内に本店又は営業所等を有すること。

(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

酒田市上安町一丁目1番地の1 山形県酒田警察署会計課 電話番号0234-23-0110

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年6月19日(火)午後5時までに山形県酒田警察署会計課に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、灯油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成19年6月8日

山形県寒河江警察署長 安 部 正 次

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 寒河江市大字西根字上川原228-1 寒河江警察署 3階会議室

(2) 日 時 平成19年7月2日(月) 午後1時30分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 灯油 42,000リットル
  - (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格 1号灯油 ローリー給油
  - (3) 契約期間及び納入方法 平成19年7月3日から平成20年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
  - (4) 納入場所 寒河江市大字西根字上川原228-1 山形県寒河江警察署内 指定場所
  - (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格  
 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること(同条第2項の規定により競争入札参加資格審査申請書の提出の省略を認められたことを含む。)
  - (5) 県内に本店又は営業所等を有すること。
  - (6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
 寒河江市大字西根字上川原228-1 山形県寒河江警察署会計課 電話番号0237-83-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書を平成19年6月20日(水)午前11時までに山形県寒河江警察署会計課に提出すること。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行 | 誤         | 正          |
|------------|------------|-----|---|-----------|------------|
| 平成19. 5.22 | 第1842号     | 857 | 8 | 平成18年4月2日 | 平成19年3月29日 |